

## Client Alert

29 June 2020

本アラートに関する  
お問い合わせ先：



高瀬 健作  
パートナー  
03 6271 9752  
[Kensaku.Takase@bakermckenzie.com](mailto:Kensaku.Takase@bakermckenzie.com)



達野 大輔  
パートナー  
03 6271 9479  
[Daisuke.Tatsuno@bakermckenzie.com](mailto:Daisuke.Tatsuno@bakermckenzie.com)



近藤 友紀  
アソシエイト  
03 6271 9765  
[Yuki.Kondo@bakermckenzie.com](mailto:Yuki.Kondo@bakermckenzie.com)

## 個人情報保護法の改正法が成立： 個人の権利や罰則の強化などに対応の必要性

2020年6月5日、個人情報保護法の改正法（以下、「改正法」という）が国会において可決、成立し、2020年6月12日に公布された。改正法は一部を除き、公布の日から2年以内に施行される。

本改正は、2017年に全面施行された現行の個人情報保護法（以下、「現行法」という）に設けられた3年ごとの見直し規定に基づいて個人情報保護委員会が検討を行ってきたもので、2019年12月13日に同委員会が公表した「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」に沿った内容となっている。

2020年6月24日、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」のパブリックコメントによる意見の募集を開始した。意見受付の締切日は2020年7月27日である。その他の政令、規則、ガイドライン等については現時点で改正案は公表されていない。

改正法は、昨今の個人情報に対する個人の意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、個人情報の利活用の多様化に伴う事業者の責任のあり方、個人データの国際移転の増大により生じるリスクの高まり等の観点から現行法上の義務を厳格化し、事業者に対して新たな義務や規制を課すものであり、国内外の事業者は特に、以下のような対応を行う必要がある。

- 個人の権利に対応したプライバシーポリシーの改訂と、社内規定の整備、窓口の整備
- 第三者にとって個人情報となる可能性のある情報の移転の有無の確認、及び第三者提供の際の確認
- 報告が必要な漏えい等の事案が発生した場合の社内手続の整備

改正法の主要な改正点は以下のとおりである。

### 主要な改正点

#### 1. 個人の権利の強化

- **保有個人データの利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に関する要件の緩和**：現行法では一部の法違反のみがこれらの請求の根拠として認められているが、改正法では保有個人データを利用する必要性がなくなった場合や個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にもこれらの請求が認められる。
- **開示のデジタル化**：本人が保有個人データの開示方法として電磁的記録の提供を含む書面の交付以外の方法を選択できるようになる。



- **第三者提供に関する記録の開示請求**：現行法において事業者が作成することを義務づけられている第三者との個人データの授受に関する記録の開示を本人が請求できるようになる。
- **保有個人データの範囲の拡大**：現行法においては6か月以内に消去する短期保存データは開示等の請求対象となる保有個人データにあたらないとされているが、改正法ではこの保存期間による限定を撤廃し、6か月以内に消去する短期保存データも保有個人データに含める。
- **オプトアウト規制の強化**：オプトアウトにより本人の同意を得ないで第三者に提供できる個人データの範囲が限定される。またオプトアウトによる個人データの第三者提供のために個人情報保護委員会に届け出ることが必要な事項も新たに追加される。

## 2. 事業者のアカウントビリティ

- **個人データの漏えい等の報告の義務化**：一定数以上の個人データの漏えい等、個人の権利利益を害するおそれ大きい個人データの漏えい等が発生した場合には原則として個人情報保護委員会への報告（又は個人データの取扱いの委託を受けている場合は委託元への報告）及び本人への通知が義務づけられる。
- **公表事項の追加**：保有個人データに関する公表事項として個人情報取扱事業者の住所及び代表者の氏名（法人の場合）を公表することが新たに義務づけられる。また「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」においては、個人情報の取扱体制や事業者が講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等も、個人情報保護法に基づく公表事項として、今後制定が見込まれる政令において追加することとすると記載されている。
- **不適正な利用の禁止**：違法又は不法な行為を助長又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用を禁止することが明確化された。

## 3. データの利活用に関する新たなルール

- **「仮名加工情報」の新設**：他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないよう加工した情報（「仮名加工情報」）は、個人情報保護委員会の規則で定める基準に従った情報の加工が要求される。また仮名加工情報の用途を事業者内部の分析に限定するために仮名加工情報の第三者提供の禁止等、一定の行為規制が課される。他方で、仮名加工情報については開示、訂正、利用停止、消去等の個人の各種請求への対応義務は緩和される。
- **「個人関連情報」の第三者提供の制限**：個人に関する情報で「個人情報」、「仮名加工情報」及び「匿名加工情報」のいずれにも該当しない情報（「個人関連情報」）については、提供元で「個人データ」に該当しない場合であっても、提供先において「個人データ」にあたるのが想定されるときは、提供元は当該個人関連情報の第三者提供に先立って、本人の同意が得られていること等を提供先に確認することが義務づけられる。例えば提供元となる事業者において特定の個人を識別できないクッキー等の情報であっても提供先で提供先が有している他の情報と



組み合わせることによって特定の個人を識別できるような場合はその第三者提供の前に上記確認を行う必要がある。

#### 4. 罰則の強化

- **法人重科の導入**：法人の業務に関して法人の代表者、代理人、従業者等が行ったデータベース等不正提供罪、個人情報保護委員会による命令への違反の罰金については1億円以下の罰金が当該法人に課せられる。
- **法定刑の引上げ**：個人情報保護委員会による命令への違反の個人に対する罰則が1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げられる。また個人情報保護委員会から求められた報告や資料提出等の拒否や虚偽報告については罰則が50万円以下の罰金に引き上げられる。

#### 5. 域外適用及び個人データの国際移転

- **域外適用の範囲の拡大**：改正法においては個人情報保護委員会が法の適用がある外国の事業者に対して強制力を伴う報告徴収、立入検査及び命令を行うことができるようになる。
- **外国にある第三者への個人データの提供に関する制限の強化**：本人の同意を根拠に個人データを外国にある第三者へ移転する場合、移転元となる個人情報取扱事業者は、移転先国の名称や個人情報の保護に関する制度の有無を含む移転先事業者における個人情報の取扱いに関する情報を本人へ提供することが求められる。

また適切なデータ移転契約を締結した上での個人データの国際移転等、移転先事業者において継続的な適正な取扱いを担保するための体制が整備されていることを条件に本人の同意を得ることなく個人データを移転する場合、移転元事業者は、移転先事業者による法を遵守した相当な措置の継続的な実施を確保するために必要な措置をとり、かつ本人の求めに応じて移転元事業者が実施している当該必要な措置に関する情報を本人に提供する必要がある。

### 企業への影響

個人情報保護委員会は2019年8月に事業者に対して初めての勧告を行った。このような重大な違反事例を踏まえ、改正法は違反行為に対する実効性確保の手段として、罰則強化と法人重科を導入している。法人重科はデータベース等不正提供罪及び個人情報保護委員会による命令への違反の場合に限定されてはいるものの、罰金額の上限が1億円と非常に高額であり、違反の場合の企業にとってのリスクは現行法と比較して極めて大きい。今後、企業は改正法の遵守と従業員等の監督・教育についてより一層注力する必要がある。

改正法の大きな柱の一つに本人の権利の拡充があるが、企業は本人からの請求に適切に対応するために社内の権利行使対応に関するルールの作成又は見直し、第三者提供に関する記録の整理、本人からの請求を受け付けるための窓口や担当者等の設置等が今後必要になる。

また個人データの漏えい等についても個人情報保護委員会及び本人への報告・通知が義務化されることに伴い、個人データの漏えい等への対応に関す



る社内の運用の構築、内規の作成又は見直し及び現在実施している安全管理措置の検証等が必要となる。

多くの企業はウェブサイト上でのプライバシーポリシーの掲載によって法律上要求される一定事項の公表を行っていると思われるが、公表事項の追加によりプライバシーポリシーをアップデートする必要があるか検討すべきである。

新たに追加された仮名加工情報や個人関連情報に関する規制については、規制の詳細な内容や実務上の運用の指針について政令やガイドライン等の公表が待たれるものの、現時点においてこれらの新たな規制が現在実施している又は将来行う予定のある個人データの利活用に影響を与える可能性があるのかを分析することは有用と考える。

個人データの国際移転に関する本人への情報提供については、具体的にどのような情報を本人に提供する必要があるのかが明らかではないが、本人から同意を取得する際の情報提供の内容や提供先事業者とのデータ移転契約の見直しが必要となる可能性があることに留意すべきである。